

国自整第73号
平成30年6月27日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
一般社団法人日本自動車工業会会長 殿
一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿
公益社団法人日本バス協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしています。

つきましては、貴会におかれましては、別添1及び別添2の他、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、傘下会員に対して周知徹底されるようお願いいたします。